

長浜市人事行政の運営等の状況の公表について

長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和5年9月30日

長浜市長 浅見 宣義

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)採用と退職の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:人)

職種区分	採用者数			退職者数		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	8	10	18	23	4	27
一般行政職(再任用)	7	1	8	3	0	3
一般行政職(育児休業代替任期付)	0	1	1	0	1	1
幼児教育職	0	6	6	0	9	9
幼児教育職(再任用)	0	2	2	0	0	0
その他教育職(県派遣教員)	4	2	6	9	2	11
土木技術職	1	0	1	1	0	1
土木技術職(再任用)	1	0	1	0	0	0
建築技術職	0	0	0	1	0	1
設備技師	0	0	0	1	0	1
司書(再任用)	1	0	1	0	0	0
調理師	1	1	2	0	0	0
調理師(再任用)	0	0	0	0	0	0
自動車運転手	0	0	0	3	0	3
自動車運転手(再任用)	2	0	2	0	0	0
文化財技術職	0	2	2	0	0	0
保健師	0	2	2	0	2	2
保健師(再任用)	0	2	2	0	1	1
社会福祉士	0	0	0	0	1	1
社会福祉士(再任用)	0	0	0	0	1	1
心理判定員	0	1	1	0	0	0
言語聴覚士	3	0	3	0	1	1
介護士	0	2	2	0	0	0
医師	18	2	20	14	2	16
看護師	8	45	53	6	36	42
看護師(再任用)	0	3	3	0	1	1
公認心理師	0	1	1	0	1	1
薬剤師	0	1	1	0	1	1
理学療法士	0	0	0	1	0	1
作業療法士	1	1	2	0	2	2
診療放射線技師	1	1	2	1	0	1
臨床検査技師	2	1	3	0	0	0
臨床工学技士	0	1	1	1	0	1
合計	58	88	146	64	65	129

(2) 競争試験および選考の状況

①競争試験の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:人)

試験区分	受験者数	合格者数	合格率
一般事務職	116	20	17.2%
一般事務職(経験者)	63	14	22.2%
一般事務職(しょうがい者)	8	1	12.5%
一般事務職(育児休業代替任用付)	7	1	14.3%
幼児教育職	33	6	18.2%
土木技術職	3	1	33.3%
建築技術職	2	1	50.0%
電気技術職	2	1	50.0%
保健師	5	1	20.0%
社会福祉士	5	1	20.0%
心理判定員	1	0	0.0%
調理師	8	2	25.0%
管理栄養士	9	2	22.2%
看護師	69	58	84.1%
公認心理師	1	1	100.0%
薬剤師	2	2	100.0%
理学療法士	13	1	7.7%
作業療法士	4	3	75.0%
臨床工学技士	4	2	50.0%
診療放射線技師	5	2	40.0%
臨床検査技師	12	4	33.3%
合計	372	124	33.3%

②選考の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:人)

職種区分	採用者数		
	男	女	計
医師	17	3	20

(3) 退職事由別退職者の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:人)

定年	応募 認定	死亡	懲戒 免職	失職	普通	その他 ※	計
25	16	0	0	0	66	22	129

※再任用職員及び国県からの派遣職員・教員の帰任等

(4) 職員数の状況(令和5年4月1日現在)

(単位:人)

	定数	現員数	定数除外職員			差引 定数内 職員
			育児休業 職員	派遣	退職者	
市長事務部局	690	677	19	7	4	647
議会事務局	7	7	0	0	0	7
監査委員事務局	4	4	0	0	0	4
教育委員会事務局等	353	342	32	0	0	310
農業委員会事務局	6	6	0	0	0	6
病院事業	900	977	59	0	4	914
合計	1,960	2,013	110	7	8	1,888

※必要により各所属定数に10分の1の数を加えたものを上限とすることができます。

(5) 部門別職員数の増減(各年4月1日現在)

(単位:人)

部 門		令和4年	令和5年	増減
一般行政部門	議会	7	7	0
	総務	182	184	2
	税務	40	39	-1
	民生	290	290	0
	衛生	66	67	1
	労働	1	1	0
	農林水産	36	40	4
	商工	27	27	0
	土木	109	109	0
小計	758	764	6	
部行特 門政別	教育	217	222	5
	消防	0	0	0
	小計	217	222	5
公営企業等 会計部門	病院・診療所	918	944	26
	下水道	23	21	-2
	国民健康・介護	64	62	-2
	小計	1,005	1,027	22
合計	1,980	2,013	33	

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況(市役所)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	8:30～12:00	12:00～13:00	13:00～17:15
		勤務時間	休憩時間(1時間)	勤務時間
38時間45分	7時間45分			

(2)一般職員の年次有給休暇の取得状況(令和4年分)

平均取得日数	11日	消化率	28.6%
--------	-----	-----	-------

(3)休暇制度等の状況

年次有給休暇	1年につき20日																				
病気休暇	必要期間(90日以内)																				
特別休暇	<table border="0"> <tr> <td>選挙権等行使(必要期間)</td> <td>子の看護(最大10日以内)</td> </tr> <tr> <td>裁判員、証人等による出頭(必要期間)</td> <td>忌引(1日～10日)</td> </tr> <tr> <td>骨髄・末梢血幹細胞提供(必要期間)</td> <td>父母追悼行事(1日以内)</td> </tr> <tr> <td>ボランティア(5日以内)</td> <td>夏季(5日以内)</td> </tr> <tr> <td>結婚(7日以内)</td> <td>災害・事故(必要期間)</td> </tr> <tr> <td>産前(出産日までの8週間以内)</td> <td>生理(2日以内)</td> </tr> <tr> <td>産後(出産日の翌日から8週間)</td> <td>妊娠中通勤緩和(1日、1時間を超えない範囲)</td> </tr> <tr> <td>育児時間(1日2回各30分以内)</td> <td>妊娠中等保健指導・健康診査(必要期間)</td> </tr> <tr> <td>妻の出産(3日以内)</td> <td>妊娠障害(7日以内)</td> </tr> <tr> <td>妻が出産する場合の子の養育(5日以内)</td> <td>短期介護休暇(最大10日以内)</td> </tr> </table>	選挙権等行使(必要期間)	子の看護(最大10日以内)	裁判員、証人等による出頭(必要期間)	忌引(1日～10日)	骨髄・末梢血幹細胞提供(必要期間)	父母追悼行事(1日以内)	ボランティア(5日以内)	夏季(5日以内)	結婚(7日以内)	災害・事故(必要期間)	産前(出産日までの8週間以内)	生理(2日以内)	産後(出産日の翌日から8週間)	妊娠中通勤緩和(1日、1時間を超えない範囲)	育児時間(1日2回各30分以内)	妊娠中等保健指導・健康診査(必要期間)	妻の出産(3日以内)	妊娠障害(7日以内)	妻が出産する場合の子の養育(5日以内)	短期介護休暇(最大10日以内)
選挙権等行使(必要期間)	子の看護(最大10日以内)																				
裁判員、証人等による出頭(必要期間)	忌引(1日～10日)																				
骨髄・末梢血幹細胞提供(必要期間)	父母追悼行事(1日以内)																				
ボランティア(5日以内)	夏季(5日以内)																				
結婚(7日以内)	災害・事故(必要期間)																				
産前(出産日までの8週間以内)	生理(2日以内)																				
産後(出産日の翌日から8週間)	妊娠中通勤緩和(1日、1時間を超えない範囲)																				
育児時間(1日2回各30分以内)	妊娠中等保健指導・健康診査(必要期間)																				
妻の出産(3日以内)	妊娠障害(7日以内)																				
妻が出産する場合の子の養育(5日以内)	短期介護休暇(最大10日以内)																				
家庭支援休暇(介護休暇)	連続する2週間から、3回を超えず、かつ6月を超えない期間(無給)																				
家庭支援休暇(不妊治療休暇)	1回の申請につき連続して6月を超えない期間(無給)																				
組合休暇	1年につき20日以内(無給)																				
育児休業	子が3歳になる日までの期間(無給)																				

(4)育児休業の取得状況(令和4年度)

(単位:人)

区分	育児休業取得状況			令和4年度中に新たに育児休業が取得可能 となった職員の育児休業取得状況			
	育児休業 取得者	部分休業 取得者	育児短時間 勤務取得者	育児休業 対象者	育児休業 取得者	部分休業 取得者	育児短時間 勤務取得者
男性	17	0	0	23	16	0	0
女性	63	36	0	63	63	36	0
合計	80	36	0	86	79	36	0

(5)家庭支援休暇(介護休暇)の取得状況(令和4年度)

(単位:人)

承認期間	計	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月を超え
		男性	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

3 職員の給与の状況

(1)決算に占める人件費の状況(普通会計)

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和3年度人件費率
令和4年度	人 115,009	千円 57,051,770	千円 10,456,714	% 18.3	% 18.1

人件費には、市長、副市長、教育長、議員、各種委員などの特別職に支給される報酬、共済費を含みます。
普通会計とは、市全体の会計から病院や下水道事業会計などを除いたもので、総務省が定める会計区分です。

(2)職員給与費の内訳(令和4年度)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
正規職員	人 984	千円 3,547,938	千円 899,685	千円 1,411,418	千円 5,859,041	千円 5,954

給与費は普通会計(一般会計)の当初予算に計上された額(退職手当除く)で、市長、副市長、教育長、議員、各種委員の報酬などは含みません。

(3)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
長浜市 令和5年4月1日	323,500 円	43歳6月	286,000 円	54歳7月
国 令和4年4月1日	323,711 円	42歳7月	286,570 円	50歳1月

(4)職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		長浜市		国(一般職)	
		初任給	採用2年後の給料額	初任給	採用2年後の給料額
一般行政職	上級	191,700円	202,900円	185,200円	196,900円
	初級	158,900円	168,700円	154,600円	162,900円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,367円	292,800円	334,350円
	高校卒	-円	252,950円	-円

経験年数区分に対象職員がない等により平均値を算出できない場合は、記載していません。

(6)一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	主幹	副参事	課長	部長	
職員数(人)	63	39	111	150	151	56	39	609
構成比(%)	10.4	6.4	18.2	24.6	24.8	9.2	6.4	100

長浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による再任用職員を除く職員数です。標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7)職員手当の状況(令和5年4月1日現在)

区分	内 容		備 考
扶養手当	子(満22歳年度末まで) ※満15歳年度末の翌日から満22歳年度末までの子は、1人につき5,000円を加算 配偶者・その他の扶養親族	10,000円/人 6,500円/人	国の制度と同じ
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	国の制度と同じ
通勤手当	交通機関利用者 55,000円以下の場合、全額を支給 自動車等利用者 通勤距離に応じて2,000円～31,600円支給(2km未満支給なし)		国の制度と同じ
地域手当	給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの 支給率 3% 国の制度(支給率)※ 3% ※国の制度では、地域ごとに0～20%の範囲で支給率を定めています。		国の制度と同じ
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.2月分 1.00月分 12月期 1.2月分 1.00月分 計 2.4月分 2.00月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		国の制度と同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		国の制度と同じ
管理職手当	部長級 74,400円 ～ 83,100円 課長級 57,200円 ～ 65,400円 副参事級 49,300円 ～ 57,200円		

特殊勤務手当 (令和4年度 普通会計)	職員全体に占める手当支給職員の割合		7.38%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		23,555円
	手当の種類(手当数)		16
	代 表 的 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	福祉業務従事手当 工事現場監督等従事手当
支給職員数の多い手当		工事現場監督等従事手当 福祉業務従事手当	

時間外 勤務手当 (令和4年度 普通会計)	令和4年度	支 給 総 額	320,287千円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	471千円
	令和3年度	支 給 総 額	302,378千円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	445千円

(8)特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
給 料	市 長	(支給割合) 6月期 1.65月分 12月期 1.65月分 計 3.3月分
	副市長	
	教育長	
報 酬	議 長	
	副議長	
	議 員	

4 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分者数(令和4年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由	降給	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	39	39
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合	0			0	0
合計	0	0	0	39	39

懲戒処分者数(令和4年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用関係(給与不正領得、受験採用虚偽行為等)	0	0	0	0	0
一般服務関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	0	1	0	0	1
一般非行関係(傷害等刑法違反等)	0	0	0	0	0
収賄等関係(収賄、横領等)	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	1	0	0	0	1
合計	1	1	0	0	2

5 職員の服務の状況

令和4年度の状況

(単位:人)

区 分	内 容	違反者数
法令・命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	1
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	1
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等従事制限	自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(令和4年度)

職員の専門的な知識・技能のさらなる向上を図るとともに、高い倫理感や多様な行政環境の変化に的確かつ柔軟に対応できる職員を養成するため、研修に取り組んでいます。

研修区分	受講者数	研修内容
新規採用職員研修	24人	市職員として職務を円滑に遂行するための基礎的知識等を習得する
歴史文化体験研修(曳山まつり動員)	69人	曳山まつり動員に向け、長浜市の歴史文化を学び体験する
採用5年目職員研修	21人	自身の経験を振り返り、今後の目標や方向性を考える
メンター職員研修	23人	OJTの具体的な意味や効果的な後輩職員への育成方法について学ぶ
新規採用職員窓口等対応力向上研修	20人	接遇を学び、市民への窓口対応力を向上させる
人事評価者研修	20人	人事評価制度に関する知識等の習得及部下の育成指導について情報共有を行う
カスタマーハラスメント対策研修	20人	市民の理不尽なクレーム・言動についての対策を学ぶ
社会福祉士人材育成研修会	26人	社会福祉士の人材育成を行う
BIツールの利活用研修	17人	BIツールの基本から仕組みを学び、ツールの機能や活用シーンを考え、学ぶ
採用2年目職員研修	17人	自身の経験を振り返り、今後の目標や方向性を考える
係長職員研修	102人	将来の市政経営を担うリーダー、チーム型組織の経営者として育成
ハラスメント窓口担当者研修	7人	ハラスメント窓口担当者の役割の徹底・確認を行う
みんなでゲートキーパー研修	19人	ゲートキーパーの役割や、悩んでいる人に対し、どのように支えれば良いのかを考え、学ぶ
ハラスメント防止研修	69人	ハラスメントに対する正しい知識と意識を身に付け、良好な職場環境を確立する
窓口対応におけるセルフケア研修	35人	ストレスチェックの集団分析による職場改善とラインケアについて学ぶ
採用1年目・2年目職員合同研修	36人	職員同士で交流し、働くことに対する達成感等を共有しながら自己効力感を高める
仕事と育児両立支援セミナー	9人	子育てをしながら円滑に仕事を進めるためのノウハウ等について学ぶ
債権管理研修	27人	自主財源の確保を進めるとともに、負担の公平性の確保について学ぶ
行政経営改革研修	51人	行政経営改革の考え方と今後の展開等について学ぶ
EBPM推進研修	53人	人口や産業等本市におけるデータをどのように市政に活かすのかを学ぶ
民法改正と救済制度研修	27人	民法改正の概要と社会的弱者の保護について学ぶ
採用10年目職員研修	10人	公務員倫理とキャリアデザインについて考える
PPP/PFIの手法導入検討研修	37人	効率かつ効果的な公共サービスの提供を図るための導入方法を考える
EBPM実践研修	25人	人口や産業等本市におけるデータの取得および活用方法を学ぶ
所属長向けEBPM研修	35人	所属長として、市政における人口や産業等本市におけるデータの活用方法を学ぶ
採用3年目ジャンプアップ研修	16人	自身の経験を振り返り、今後の目標や方向性を考える
採用1年目職員後期研修	23人	新規採用職員が1年間の成長を振り返り、今後の業務の取り組み方を見直す
人権研修	593人	同和問題について理解を深め、職員の人権意識を高める
管理職マネジメント研修	47人	データを分析・活用し政策立案へとつなげるための考え方や手法等を学ぶ
内発的動機・課題解決力・DX基礎知識セミナー	3人	論理的思考力を学び、DXの知識を高める
DX座談会	13人	デジタルという手段でいかに市政をより良くしていけるのか、意見交換会を通じて考える
ゲートキーパー養成研修	33人	悩んでいる人に対し、どのように支えれば良いのかを考え、より具体的な実践方法を学ぶ
やさしい日本語研修	25人	本市に在住の外国人に向けた「やさしい日本語」を学び、職員の意識を高める
職場環境改善研修	78人	ストレスチェックの集団分析による職場改善とラインケアについて学ぶ
政策デザイン推進研修	25人	政策形成のステップを学び、理解に繋げる
地方公会計研修	45人	住民に適切な説明責任を果たし、効率的な財政運営を図る必要性を知る
採用4年目職員研修	13人	自身の経験を振り返り、今後の目標や方向性を考える
ナガトーク	97人	先輩職員による職務経験談を聞き、自身キャリアや仕事の向き合い方を考える
新規採用予定者研修	32人	新規採用予定者同士の交流を図る
県連携研修「今後の世界経済・日本の活力」	11人	県主催の研修を庁内で実施
滋賀県市町村職員研修センター派遣研修	100人	新任職員研修、課長級研修、文書作成能力向上研修等
日本経営協会派遣研修	23人	都市計画・開発許可の基本と実践、戸籍事務の基本と窓口対応事例検討講座
全国市町村国際文化研修所派遣研修	2人	住民税課税実務、多文化共生の地域づくりコース
その他各種研修実施専門機関への派遣研修等	26人	社会福祉主事資格認定通信課程、令和3年度保健師初任者研修会
	2004人	

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績については、課長級職員は部長級職員が、副参事級以下の職員は課長級職員が評定を行っています。その結果は、人事異動(昇格等)、昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

・主な評定項目

業績評価と能力評価で、能力評価の項目は知識・技術、規律性・コンプライアンス、変革力・創造力、使命感、推進力、マネージメント力、コミュニケーション力、チーム力、人材育成力です。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(令和4年度)

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

区分	受診者	区分	受診者
定期健康診断	3,154	電離放射線検診	215
特殊健康診断	217	インフルエンザワクチン接種	1,161
大腸検診	1,109	感染症(B型C型肝炎)検査	233
胃検診	981	特定業務従事者健康診断	450
子宮頸がん検診	403	エチレンオキシド健康診断	57
乳がん検診	731	風疹抗体検査	94
VDT健康診断	0	麻疹抗体検査	94
B型肝炎予防接種	26	ムンプス抗体検査	94
破傷風予防接種	21	水痘抗体検査	94

(2) 公務災害の状況(令和4年度)

災害発生件数	35件
--------	-----

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、長浜市職員互助会を設置しています。会員相互の厚生福利や親睦、心身の鍛練、研修を図ることを目的に事業を行っています。この互助会は、職員の会費などで運営されています。(※平成19年度から、市から互助会への補助金は廃止されています。)

会員数 (令和5年4月1日現在)	1,303人
令和5年度予算額	19,858千円
会費	月額給料×4/1000
主な事業	文化・スポーツ部活動助成事業、研修助成事業、 芸術鑑賞助成事業、各種祝金・弔慰金給付事業等

8 公平委員会業務の状況

令和4年度における業務の状況

勤務条件に関する措置の要求件数	0件
不利益処分に関する審査請求件数	0件